

福岡県情報セキュリティ監査業務委託契約仕様書

1 業務名

福岡県情報セキュリティ監査業務委託契約

2 監査目的

本業務は、福岡県の情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報資産の管理、各種情報システムの保守・運用、職員研修等の情報セキュリティ対策について、第三者による独立かつ専門的な立場から、基準等に準拠して適切に実施されているか否かを点検・評価し、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言、指導を行うことによって、福岡県の情報セキュリティ対策の向上に資することを目的とする。

3 発注部署

福岡県企画・地域振興部情報政策課 担当者：江口 真典

連絡先〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号：092-643-3198 FAX：092-643-3121

4 監査対象

福岡県行政ネットワーク上の情報システムを対象とする（具体的な範囲は、別に受託者に指示することとする。）

5 業務内容

「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」に記載の共通の α' ・ β ・ β' 監査項目及び α' モデルを採用する場合の監査項目（別紙のとおり）について、監査を実施すること。

6 適用基準

(1)必須とする基準

ア 福岡県情報セキュリティ基本方針

イ 福岡県情報セキュリティ対策基準

(2)参考とする基準

ア 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例

イ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）

ウ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）

エ 上記のほか委託期間において情報セキュリティに関し有用な基準等で、福岡県と協議して採用するもの

7 監査人の要件

- (1)受託者は情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセキュリティ監査サービスに係る部分）に登録されていること。
- (2)受託者は ISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (3)監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。
- (4)監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理体制をつくること。
- (5)監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。

ア システム監査技術者

イ 公認情報システム監査人（CISA）

ウ 公認システム監査人

エ ISMS 主任審査員

オ ISMS 審査員

カ 公認情報セキュリティ主任監査人

キ 公認情報セキュリティ監査人

- (6)監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が1人以上含まれていること。

ア 情報セキュリティ監査

イ 情報セキュリティに関するコンサルティング

ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）

- (7)監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

8 監査期間

契約締結の日から～令和7年11月30日

9 監査報告書の様式

- (1)監査報告書の作成様式

ア A4版縦（必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とす

る。)とし、様式は任意とする。

イ 監査報告書は監査対象についての脆弱点を網羅した非公開の「監査報告書(詳細版)」と公開を前提とした「監査報告書(公開版)」の2種類を作成し、提出すること。

なお、「監査報告書(詳細版)」と「監査報告書(公開版)」の両方に、仕様書別紙に記載された監査項目についての結果を記入すること。

(2)監査報告書の宛名

1部を「福岡県知事」宛てとし、他を「最高情報セキュリティ責任者」宛てとする。

10 監査報告書の提出先

福岡県企画・地域振興部情報政策課とする。

11 監査報告会

監査対象となった課室の長に対して、監査結果の報告会を実施すること。

12 監査成果物と納入方法

下記に掲げる監査成果物を書面(A4版縦を基本とし、必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。)及び電子媒体(CD-R)にて、必要数を提出すること。

(1)監査成果物

ア 監査実施計画書 2部

イ 情報セキュリティ監査報告書(詳細版) 2部

ウ 情報セキュリティ監査報告書(公開版) 2部

(2)納品方法

ア 紙媒体 上記のとおり

イ 電子媒体 1部

13 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、全て福岡県に帰属するものとし、書面による福岡県の承諾を受けずに他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、福岡県は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

14 委託業務の留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

(1)監査実施計画書の提出

契約締結後、受託者は監査実施計画書を提出し、県及び受託者の協議により委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

(2)資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は福岡県が妥当と判断する範囲内で提供する。

なお、受託者は、福岡県から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本件監査にあたり収集した一切の資料を速やかに福岡県に返還し、又は破棄するものとする。

(3)技術的検証

技術的検証については、対象情報システム及び行政 LAN/WAN の運用に対し支障及び損害を与えないように実施するものとする。

(4)再委託

受託者は、本業務の実施にあたり他の業者に再委託することを原則、禁止する。

再委託が必要な場合は、福岡県と協議の上、事前に書面により福岡県の承認を得ること。

(5)秘密保持等

受託者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(6)議事録等の作成

受託者は、本業務の実施にあたり福岡県と行う会議、打ち合わせ等に関する議事録を作成すること。

(7)関係法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

(8)報告等

受託者は作業スケジュールに十分配慮し、福岡県と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとする。

15 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については福岡県と協議の上決定するものとする。